第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税	所得税、復興特別所得税	
第三十七条第一項	所得税に	所得税等に	
第四十三条第二項	所得税	所得税、復興特別所得税	
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	所得税	所得税等	
第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）	所得税、復興特別所得税、
第七十五条第四項第一号	所得税法	所得税法、特別措置法第二十条第二項（青色申告）	所得税、復興特別所得税
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	所得税	所得税、復興特別所得税	
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）			
第十四条第二項	所得税	所得税、復興特別所得税	
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）			
第三十七条の三	控除限度額	控除限度額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三百十四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	所得税、復興特別所得税
第三百十四条の八	控除限度額	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	
	政令で定めるもの	政令で定めるものの合計額	

2　前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号及び第百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等（以下この号において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は復興特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分（源泉徴収に係るこれらの税にあっては、第二十八条第一項に規定する法定納期限）が同一である他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は復興特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3　第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　次に掲げる配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであって当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（ホに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ニに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるホに掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ　租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等

ロ　租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ハ　租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等

ニ　租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等

ホ　租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ニに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第七項から第十項までの規定を準用する。

三　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ニ又はホに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

4　租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。